

国住経法第 12 号
国住生第 55 号
国住指第 153 号
国住参担第 35 号
国住参建第 1087 号
令和 8 年 6 月 4 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長
(公印省略)

住宅生産課長
(公印省略)

建築指導課長
(公印省略)

参事官 (住宅瑕疵担保対策担当)
(公印省略)

参事官 (建築企画担当)
(公印省略)

「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 16 項及び第 17 項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

今般、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部が改正され、特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限の延長等の措置が講じられました。

また、令和 8 年国土交通省告示第 493 号による改正により、省エネ基準適合住宅の基準が変更されたことから、いわゆる「気候風土適応住宅」（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の規定により、外皮基準への適合が除外されている家屋をいう。）についても、住宅ローン税額控除の対象とされたところです。

以上を踏まえ、本通知の一部を別紙の通り改正することにいたしました。
つきましては、別紙の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。
また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。
なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。